

IFRS-AC 会議 (2012年6月) 出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 参与・教育第二企画部長 かねこ せいいち
金子 誠一

6月18日、19日の両日、ロンドンにおいて開催された国際財務報告基準財団 (IFRS 財団) の IFRS 諮問会議 (IFRS-AC)* の概要について下記のとおり報告する。

* 国際会計基準審議会 (IASB) に対し、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織。従来は基準諮問会議 (SAC) と呼ばれていたが、2010年4月に名称変更した。

委員は45名強。日本からは証券アナリスト協会代表の筆者 (金子) に加え、経団連代表の村岡富美雄 (株) 東芝取締役監査委員会委員長が委員。他に金融庁から1名がオブザーバー (発言権あり) で参加。IFRS-AC 会議は年に3回、ロンドンで開催される。今回、金融庁からは園田周企業開示課課長補佐が出席。

1. 議事一覧

番号	日時	議事
(1)	18日 9:00- 9:30	開会
(2)	同 9:30-10:10	IASB の活動報告
(3)	同 10:10-11:30	米国・日本の IFRS 採用動向
(4)	同 11:30-12:30	トラスティの活動報告
(5)	同 13:40-15:30	IASB の due process (説明・分科会)
(6)	同 15:30-15:40	ディスクロージャー
(7)	同 15:40-16:15	Agenda Consultation
(8)	同 16:15-17:30	IASB の due process (全体会議)
(9)	19日 9:10-10:00	IASB と IAASB との協働
(10)	同 10:00-12:40	IASB と外部関係者との協働 (プレゼン・分科会)
(11)	同 13:30-14:30	IASB と外部関係者との協働 (全体会議)

(12)	同	14:30-15:10	継続企業
(13)	同	15:10-15:40	まとめ・閉会
(14)	同	16:00-16:30	オプション教育セッション（料金規制業種）

* 会議資料は下記から入手できる。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-Meeting-June-2012.aspx>

* 会議の録音は下記から入手できる。

<http://www.ifrs.org/The-organisation/Advisory-bodies/IFRS-Advisory-Council/Meeting-audio-playback/Pages/Meeting-audio-playback.aspx>

2. 議事概要

上記議事一覧に従い、日本からの参加者の発言要旨にも触れながら議事概要を紹介する。

(2) IASB の活動報告

Hoogervorst IASB 議長より最近の基準開発動向について説明あり。金融商品に関する会計基準について、IASB と FASB（米国財務会計基準審議会）は大綱について合意したが、FASB は IASB よりも多くのガイダンスを出すだろうとの説明に対し、「実際問題として FASB のガイダンスが基準化するのではないか」、「IASB と FASB の基準がダイバージェンスするのではないか」という質問が出た。これに対し、Hoogervorst 議長は「基本的に IASB がコントロールできない問題だ。ただし、FASB はかつては金融商品はすべて時価評価すべきとしていたのに、現在では保有目的によって複数の評価基準を適用することに合意するなど、多くの点で差異が縮小した」と強調していた。

(3) 米国・日本の IFRS 採用動向

SEC の Erhardt 副主任会計士から次の説明があった。

SEC スタッフの報告書は数週間中には公表されよう。ただし、これは米国の IFRS 採用に

伴う諸問題を分析したもので、どのように採用するかを決定するものではない。決定は報告書をベースに SEC 委員が行う。

金融庁の園田課長補佐から資料に基づき、会計ビッグバンや同等性評価などの日本の会計基準の歴史、IFRS 適用の検討に関する最近の動向について説明があった。日本の動向については、下記の意見交換があった。

Mackintosh IASB 副議長：オックスフォード大学のトモ・ズキ教授が論文で公正価値評価は日本になじまない、金融庁は自身の論文に沿って IFRS に関する政策を実施することを決めた等の主張をしているが、こうした意見に沿って IFRS 採用を考えるのか。

園田オブザーバー：ズキ教授の論文は金融庁のホームページに掲載されているが、あくまで調査委託したものであり、金融庁の政策が論文の主張にとられることはない。

村岡委員：日本は保守的で進展がないという印象を受けたかもしれないが、任意適用をする企業は増えている。会社法、税法との関係では配当規制や法人税があり、さらには銀行との間では借入金に係る loan covenants の純資産の問題もあるので、検討に時間を要している。

欧州委員会（EC）オブザーバー：2015 年まで強制適用はなく、準備期間が 5~7 年というのでは、適用は早くても 2020 年か 2022 年になる。何でそんなに時間がかかるのか。最後は政治的決断だが、その気はあるのか。やる気がな

い国に IFRS 財団のアジア・オセアニア事務所を置いていいのか、理解ができない。

園田オブザーバー：政治的決断の前に議論が必要との意見も多いことから、政治的決断をするために、もう少し検討が必要である。日本の作成者は完璧に準備をしようとするので、時間がかかる。米国基準については、2016 年には適用をやめる予定であったが、全体スケジュールの見直しの中で適用可能期間が伸びている。

金子委員：日本のユーザーは IFRS 採用を強く支持している。アナリスト協会会長は企業会計審議会でプレゼンし、上場企業には強制適用、移行期は IFRS 適用企業とそれ以外の企業の市場を分けるという主張をした。この意見への反応は分かれ、保守的な作成者が反発する一方、進歩的な作成者は共感を示した。アジア・オセアニア事務所は日本だけではなくアジアに広く IFRS を喧伝するために存在する。日本の基準設定主体、会計士、ユーザーはこれをサポートする資源とコミットメントを持っている。

村岡委員：IFRS の適用を 2015 年からすると決めている企業は、準備に 5~7 年かかるとすると、2010 年あるいはそれ以前から検討を始めている。2015 年から検討を始めて 5~7 年プラス = 2020~2022 年という計算は正しくない。

鶯地 IASB 理事：EU が IFRS を 2005 年に採用する前から IASB はロンドンにあり、地理的な近さは採用を後押しする。この意味で東京にアジア・オセアニア事務所を置く意味はある。さらに、ほとんどの上場企業はカーブアウトのない IFRS を任意適用することができるので、この意味では IFRS を既に採用しているといえる。

韓国の委員：アジア・オセアニア事務所は日本のものではなく、IASB のものであり、韓国の若手がオフィスで働ければよいと思っている

る。韓国の経験からすると、IFRS の採用は早くすればよいというものでもない。各国それぞれの採用方法があつてよいのではないか。

カナダの委員：日本の決断に時間がかかっているのは、IASB のガバナンスが問題なのか。

園田オブザーバー：IASB のガバナンスは改善が続いており、現状特段問題ではない。ただし、完璧なガバナンスはないので、今後も引き続き改善の努力は必要。アジア・オセアニア事務所については、これまでの日本の人的・資金面も含む貢献が評価された点もあると思う。また、人材もアジア・オセアニア事務所にふさわしくアジア各国から集まると期待している。

(4) トラスティの活動報告

Prada IFRS 財団トラスティ議長の報告は、上記の日本についての議論を受けて、最近出張した中国、日本についての話が中心となった。中国については、継続的コンバージェンスと呼ばれる独自の方針で、非上場の中小企業にも IFRS を適用することを目指しており、また会計士教育にも大規模に取り組んでいると持ち上げていた。一方、日本については、先行きに悲観的ではなく、任意適用会社が 40~50 社になることもあるだろうとする一方、日本基準、米国基準、IFRS の 3 基準が並列するのは「奇妙な状況」とし、強制適用までの期間の延長は EU の経験から準備間は 3 年間で十分であり「理解できない」とコメントした。アジア・オセアニア事務所については、これまでの日本の基準開発および財政支援における貢献を指摘したが、一方で永久に設置したものではなく、将来見直しすることになっていると付言した。

(5, 8) IASB の due process

IFRS 財団は本年 5 月に IASB の基準設定過

程を定めた“Due Process Handbook”を公開し、9月5日までコメント募集中である。スタッフによる Handbook の概要説明に続き、4分科会に分かれて指定された論点について意見交換、全体会議で結果を共有した。既に本年2月の会議で、公開前の Handbook 案を検討していたこともあり、大きな異論等はなかった。

(6) ディスクロージャー

前回会議における議論について、スタッフからまとめの報告あり。

(7) Agenda Consultation

IASB は今後3年間の Agenda について昨年から関係者の意見聴取を行ってきたが、その取りまとめ文書について説明があった。文書については、よくまとまっていると評価する声が多かった。XBRL や統合報告などの今後の動きに留意すべきであるとの意見があった。

筆者は次のコメントをした。「調査研究プロジェクトについて2点コメントしたい。第1に、将来の基準開発においては事前に調査を行うことにより現実的な討議資料が出ることを期待する。過去においては、あまりに理想主義的、野心的な討議資料が出て、これが多方面からの批判を招き、また基準開発の遅れにつながり、IASB の基準開発能力の信頼性を損ねた面があると思う。今後は調査研究プロジェクトがIASB への信頼を高めるように働くことを期待する。第2に、調査研究プロジェクトは既にアジェンダ文書に列記されているものに限定すべきでない。例えば日本では開発費の資産計上やのれんの償却に対する関心が極めて高い。日本の基準設定主体がこうした問題について質の高い調査研究を行った場合は、アジェンダ文書のリストに追加すべきである。」

(9) IASB と IAASB との協働

公認会計士の監査基準を設定する IAASB (国際監査・保証基準審議会) の Schilser 会長、Montgomery 副会長から、IAASB の最近の活動について説明があった。IASB と IAASB はワーキング・グループで共通の問題を検討するなど、協働を進めている。

(10, 11) IASB と外部関係者との協働

国際的な会計基準設定主体としての IASB には多くの利害関係者 (stakeholders) が存在するが、これら関係者と基準設定プロセスの中でいかに効率的に協働するかをテーマに議論した。最初に各関係者 (ユーザー、基準設定者、学者、作成者、監査人、資本市場監督者、金融機関監督者) の代表が各10分間程度のプレゼンを行い、その後、分科会、全体会議で検討を行った。IASB 側も各関係者に積極的にアプローチしようとしており、各関係者もそれぞれの立場から IASB に影響力を行使しようとしているので、特に大きな問題点が指摘されるということはなかった。Hoogervorst 議長が「IASB が FASB、企業会計基準委員会 (ASBJ)、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) と行ってきた個別協議は、コンバージェンスが一段落したこともあり、今後は新たな形に移行することになる」と述べていたのが注目される。同議長はまた、「ユーザーの中では実際に資産を保有し売買している人が重要だ」と述べたので、筆者は次のコメントをした。「資産を売買するユーザーはポートフォリオマネジャーと呼ばれるが、例えばマクロヘッジファンドマネジャーのように財務諸表に興味のない人が多い。実際に財務諸表を活用しているのはバイサイド、セルサイドのアナリストである。」

(12) 継続企業

英国の FRC (財務報告評議会) はリーマン

ショックを契機に継続企業の開示をめぐる問題を検討し、6月初めに報告書（Sharman Report）を刊行した。FRCの担当者から報告書概要の説明があった。IFRS解釈指針委員会が継続企業の定義を明確化するガイダンスを出してはどうかという意見が複数あったが、これについてはIASBのMackintosh副議長がIFRS解釈指針委員会は文字通り基準の解釈をする組織で、新たな定義をするのはなじまないとコメントしていた。